

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

山口県知事 二井 関成

光 市 長 市川 熙

柳井市長 井原 健太郎

田布施町長 長信 正治

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

次世代型農業生産構造確立特区

## ① 指定申請に係る区域の範囲

### i) 総合特区として見込む区域の範囲

光市の区域、柳井市の区域及び熊毛郡田布施町の区域。

### ii) 区域設定の根拠

農地の基盤整備、生産拡大、需要対策までを一体的かつ総合的に実施できる地域（国営緊急農地再編整備事業による大規模な生産基盤整備を行う当該地区において先行実施）。

## ② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

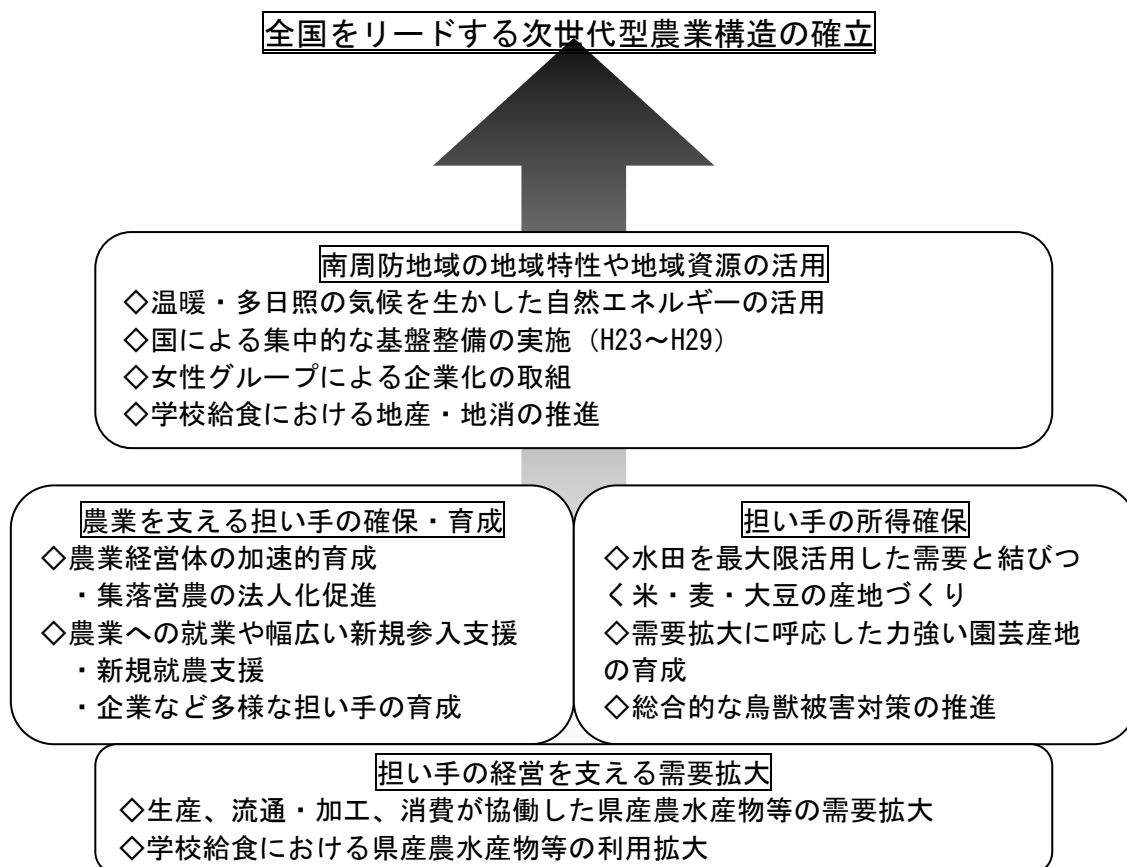
### i) 総合特区により実現を図る目標

#### ア) 定性的な目標

担い手への農地の面的集積を行う国営緊急農地再編整備事業が行われる南周防地域において、希少な農業用水の循環利用とフォアス等の整備による土地利用率140%の実現（生産拡大）、温暖多日照の地域特性を踏まえた自然エネルギーの活用による経営コストの削減、学校給食における地元産食材の利用など地域資源を活用した6次産業化（加工・販売など需要対策）など、地産・地消の取組強化と基盤整備を一体的に推進することにより、全国のモデルとなる次世代型の農業生産構造を確立する。

これにより、激しくなる国内外の競争にも生き残ることのできる足腰の強い農業を目指し、新たな雇用の創出や所得の増大による地域の活性化を図るとともに、県内他地域ひいては全国に波及させ、農業を成長産業として競争力あるものにしていく。

## 事業推進イメージ



解説：

### 【現状と課題】

山口県農業は、担い手の減少、高齢化が進み（高齢化率 77.1%／全国 61.1%）、更には県土の7割が中山間地域という条件不利地域を多く抱えるなど、厳しい環境下にある。

特に、南周防地域は、県内でも高齢化が進んだ地域（高齢化率 79.2%）であり、農地の耕作放棄地も増加（耕作放棄地率 17.6%、県平均 4.7%）している。また、中山間地域の上、効率的な生産を行うための基盤整備が遅れており、水稻中心の小規模経営農家が多い。（基盤整備率 49%／県平均 73%、1戸当たり水田面積 49a／県平均 80a）

こういった中で、温暖・多日照の気候を生かし、野菜、花きなどの園芸作物の生産が盛んに行われている。（柳井市の日照時間 年間 2,104 時間（過去3年平均））

### 【解決の方向性】

このような状況のもとで、集落営農を基本とする経営体の育成や経営体を核とした産地づくりなど、担い手の育成や需要に応える生産の拡大とともに、地産・地消

を基本とした流通販売対策など需要の拡大に総合的に取り組むことが重要である。

特に、南周防地区においては、希少な水の有効利用、温暖・多日照という気候特性、さらには国による集中的な基盤整備が実施されるという好機を活かし、女性グループによる企業化の取組や県内で最も進んでいる学校給食の地産・地消など地域資源を総動員することにより、全国をリードする次世代型農業構造の確立を目指す。

### ①農業の担い手の確保・育成

個人単位での農業ではなく、集落を単位に営農を行う「集落営農法人」の設立を促進し、集落営農法人に農地を集積し、農業用機械を集約化し、経営規模を拡大することによって、効率的な農業生産を行うことができ、かつ地域の雇用の受け皿ともなる持続可能な経営体を育成することが重要である。

特に、現在は、厳しい景気雇用情勢により、農業への関心が高いことも好機ととらえ、積極的な担い手確保が重要であり、本県でも平成 21 年度から対策を強化しているところである。

一方、設立後間もない法人は、経営が不安定であるため、経営安定化に向けた低コスト化・省力化の取組や、麦、大豆、野菜等畑作物を組み合わせた経営複合化の取組を進めることが不可欠となる。とりわけ、当該地域で盛んな園芸作物の生産に必要な燃料や電力については、燃油の高騰や東日本大震災後の厳しい電力事情を鑑み、温暖・多日照という気候特性を踏まえ、太陽光など自然エネルギーの活用による新たなコスト削減に取り組むことが有効と考える。

### ②担い手の所得確保

本県の農地の約 8 割を水田が占めており、水稻単作の営農形態が主体であるが、米だけでは所得の確保に限界がある。そこで、新しい地下かんがいシステム（フォアス）を導入し、優れた生産基盤である水田を最大限に活用することで、米に加え、麦、大豆、野菜等の畑作物を組み合わせた経営の複合化や土地利用率の向上への取組を進めることにより、農業所得の増大を図る必要がある。

特に、本県では、平成22年度から、安定的な収入の確保の観点から、学校給食や量販店などで確実な需要が見込まれる麦・たまねぎの緊急的な増産を進めているところである。

〈参考〉

麦 : 給食パンの県産小麦割合を100%にするために必要な生産量300t

たまねぎ : 県内量販店の需要量4,400t (県内で生産可能な4月から9月の間) に対応する不足分2,500t

また、農村地域の地域資源を活用した加工、販売などの6次産業化を進め、付加価値を農業の担い手が取り込んでいくとともに、商品開発・営業などの能力を有する多様な人材も活躍できる雇用の創出による地域の活性化を図ることが重要である。

さらには、野生鳥獣による農業への被害が地域全体の活力を失わせかねない極めて深刻な状況にあることから、県、市町、関係団体の連携の下、緊急的な捕獲の強化や、捕獲の担い手の確保育成を進めるとともに、市町の防護柵整備の推進や、地域の被害防止活動支援など、総合的な対策を推進しており、このたびの集中的な基盤整備に併せて対策を講じることが効率的と考える。

### **③担い手の経営を支える需要拡大**

量販店と連携した県産農産物の販売促進のための取組や、学校給食における県産農産物の利用促進のための取組が重要である。

<参考>

- 量販店と協働し、平成21年度から実施している県産農水産物（米、たまねぎ等）販売促進キャンペーンを、品目と期間を大幅拡充して実施
- 量販店の既存ポイントカードを活用し、本県独自のポイント制度を他県に先駆けて創設

特に、南周防地区は、県内他地域に比べ地産・地消の取組が進んでおり、更なる取組の強化を図る。

<参考>

- 田布施町の学校給食における県産食材利用割合79%（平成21年度・県内トップ）
- 地域独自の地産・地消プレゼントキャンペーンの実施

以上のように、本県では、持続可能な経営体を中心とした担い手対策や、生産拡大・需要拡大の取組を通じた担い手の所得確保対策を一体的に充実強化することにより、国内外との厳しい競争に生き残る、足腰の強い農業を目指す。

### **④国による集中的な基盤整備の実施**

このような中、南周防地区においては、国の直轄事業により、耕作放棄地を含む広範囲にわたる農地を短期間で基盤整備し、担い手への利用集積を進め、土地利用率の向上を図ることとしている。

<参考>国営緊急農地再編整備事業（南周防地区）の概要

[事業箇所] 南周防地区（柳井市、田布施町、光市）

[事業期間] 平成23年度～29年度（7年間）

[事業内容] ほ場整備 274ha、暗渠排水 158ha、ため池整備 6箇所

[受益面積] 446ha

この事業によって、集落営農法人等への農地集積率を20%（平成21年度）から83%（平成30年度）に高め、麦・大豆等の作付けを拡大し、土地利用率为70%（平成22年度）から140%（平成30年度）に高め、耕作放棄地を平成30年度までに85ha解消することとしている。

### ⑤国営緊急農地再編整備事業と総合特区制度の一体的推進

この国営緊急農地再編整備事業と一体的に総合特区制度を活用し、南周防地域をモデルに、土地（国営緊急農地再編整備事業により整備を行い土地利用率が高まる農地）、物（太陽光などの自然エネルギー、国営緊急農地再編整備事業により生産を拡大する農産物など）、人（集落営農法人の育成や女性グループの法人化を通じた、経営の多角化等による新たな雇用の確保など）といった地域資源の組み合わせによる相乗効果を最大限発揮することで、地域農業の活性化を図る。

農業の担い手の減少・高齢化、農業所得の向上、農業の競争力強化は全国的な課題であるが、この総合特区の取組によりこうした課題を解決する政策モデルとなる次世代型農業生産構造を確立し、県内他地域や全国、とりわけ農業が厳しい状況に置かれている中山間地域に波及させていく。

#### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：農業所得額の増加

数値目標（1）：132百万円／年 → 897百万円／年（H30年度）

評価指標（2）：光熱動力費削減額

数値目標（2）：10百万円／年（H30年度）

評価指標（3）：経営の多角化等による新たな雇用の確保

数値目標（3）：25名（H15年度～H22年度） → 56名（H23年度～H30年度）

#### ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標（1）の目標達成に寄与する事業としては、「小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産推進プロジェクト」を想定している。現時点で想定

する各事業の寄与度は以下のとおり。

《小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産プロジェクト》

目標達成に寄与する事業	内 容
農業用水循環利用促進事業	水田から排水される水を再度、ため池に戻し、循環利用し、希少な農業用水を有効利用。 ※用水循環の動力源は小水力発電を利用
土地利用の高度化による農業生産事業	フォアスの整備と、米のほか、麦・たまねぎなどの生産拡大による水田の最大限の活用、土地利用率の向上。
やまぐち集落営農生産拡大事業	確実な需要に基づく麦・たまねぎの緊急的な生産拡大による所得確保。
企業と協働した地域農業活性化事業	企業と協働した多様な担い手の確保や経営基盤の強化。
鳥獣被害防止総合対策	大量の箱わなによるイノシシの緊急捕獲の実施や、捕獲の担い手の確保・育成など、総合的な鳥獣被害対策の実施。

数値目標（２）の目標達成に寄与する事業としては、「太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消推進プロジェクト」を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

《太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消推進プロジェクト》

目標達成に寄与する事業	内 容
自然エネルギー利活用促進事業	農業用施設やビニルハウス等への太陽光発電や、地中熱利用技術、LED、木質ペレットなどの導入による、エネルギーの地産・地消の推進。
森林バイオマスエネルギー利用促進事業	ペレット燃料製造設備の整備支援などによる森林バイオマスの生産コスト低減。
木材利用加速化事業	間伐材の流通・運搬経費支援や木質バイオマス利用施設等の整備支援により、間伐材の有効利用を促進。
やまぐち集落営農生産拡大事業	低コスト化・省力化による経営安定化の取組支援。

数値目標（３）の目標達成に寄与する事業としては、「地域の資源を活用した６次産業化推進プロジェクト」を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

《地域の資源を活用した６次産業化推進プロジェクト》

目標達成に寄与する事業	内 容
６次産業化推進事業	法人事務所や農機具倉庫、農業機械、ビニルハウス、農産物貯蔵施設、加工施設や直売施設を整備し、生産物の付加価値を向上。
法人化・経営安定化支援事業	地域独自の経営安定対策基金の造成等を進め、安定した生産体制を構築。
農山漁村女性ルーラルビジネス推進事業	経営確立できる農山漁村女性を育成し、農山漁村女性の経済的・社会的自立を促進。
食品産業新商品創出支援事業	産学公が連携して県産農水産物を原料とした新たな商品開発の推進。
やまぐちの農水産物販路開拓事業	首都圏など大都市圏における県産農産物の販売促進。
ニューファーマー総合支援対策事業	就農希望者に対するきめ細かな相談体制の整備、基礎から実践までの段階的な研修の実施など、円滑な就農を支援。
企業と協働した地域農業活性化事業	法人と企業が協働し、人材の確保や経営基盤強化の取組を支援。
やまぐち集落営農生産拡大事業	集中的経営診断や経営安定活動等を行い、集落営農法人の経営安定対策を推進。
学校給食県産食材利用加速化事業	学校給食における地産・地消の推進。
やまぐちの農水産物需要拡大対策事業	量販店等と協働した地産・地消の取組の推進。

なお、数値目標の目標年次は、国営事業の実施期間を踏まえ、平成 30 年度末と設定。

ただし、整備終了箇所から、順次、事業を推進し、効果の早期発現を図る。



## ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

### ア) 政策課題

#### <<1 小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進>>

小水力発電を活用した農業用水循環システムの確立と、フォアスの整備などにより、集落営農法人や参入企業を核として農地利用率 140%を実現し、所得の増大による農業の体質強化を図る。併せて、農業生産を阻害する鳥獣による農業被害を防止する。

解説：

#### (小水力発電を活用した効率的な農業生産)

南周防地域では、河川が少ないため、農業用水が極めて貴重である。このため、ため池の水をフォアス等の暗渠排水で利用した後、調整池に貯水し、ポンプでため池に汲み上げて循環利用することが効率的な農業生産につながる。その動力源を確保する必要があるが、ため池から流下する農業用水を活用して小水力発電を行うことが効果的である。小水力発電を行うためには、用地の確保と、施設整備費用などの初期投資を抑えることが課題である。

#### (フォアス等を活用した効率的な農業生産)

国営緊急農地再編整備事業で整備を予定しているフォアスは、地下 50 cm に設置したパイプと補助孔に、フォアス柵と地下水位を調節する水位制御器を組み合わせることで、地下水位を一定に保つことにより、用水と排水を一体的に管理できる新しい地下かんがいシステムである。水位を自動的に管理できるため、水管理の省力化を図ることができる。また、作物に応じた水管理ができ、水田で麦・大豆などの畑作物の栽培も可能となる上、降雨後の水はけがよいため、収量増加と品質向上にもつながる。

国営緊急農地再編整備事業では 420ha のフォアスの整備を予定しており、集落営農法人や農業に参入した企業を中心に、表作で米や大豆などを 420ha 生産し、裏作で麦・たまねぎなどを 170ha 生産することで、420ha の土地を使って 1 年で 590ha 分の生産が可能となり、土地利用率は 140% となり、全国でも極めて高い土地利用率を実現することとしている。これによって、農業所得の向上を図ることができる。

国営緊急農地再編整備事業の平成 29 年度完了を見据え、地元農業関係者の間では事業完了後の営農計画について合意形成が進んでいる。南周防地域の農業の担い手の高齢化が進んでおり、国営緊急農地再編整備事業の早期完了によって、営農計画に沿った営農が開始されないと、集落営農法人を中心とする持続可能な農業経営が確立されないおそれがある。国の農業農村整備事業予算は縮減されているが、国

営緊急農地再編整備事業の計画的な実施が不可欠である。

#### (鳥獣による農業被害の防止)

農業者の営農意欲を高め、耕作放棄地を解消し土地利用率 140%を実現するためには、増え続ける鳥獣被害を防ぐ必要があるが、国営緊急農地再編整備事業に合わせ、防護柵の整備などを広範囲で行わなければならない、既存の予算や事業制度では対応困難な状況である。

◇対象とする政策分野：q) 農水産業・食品産業

### <<太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進>>

東日本大震災後の電力供給の状況、中東情勢等による原油価格への影響、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の成立など、最近のエネルギー情勢を踏まえ、農村に豊富に存在する自然エネルギーを有効に活用することで、農業経営における光熱動力費の縮減などを図ることは極めて重要である。また、近年、水稻の高温障害がみられることなどから、地球温暖化対策は農業分野においても重要な課題である。以上のことから、農業分野での自然エネルギーの利用を積極的に進める必要がある。

南周防地域は県内他地域に比べ日照時間が長く、また、農業用施設の近くに河川が存在するなど、自然エネルギーを活用する条件が整っており、自然エネルギーの利用による光熱動力費の低減や余剰電力の売電収入による維持管理費への充当が可能となり、ひいては集落営農法人などの生産原価に占める光熱動力費の削減につながることも期待できる。他方で、自然エネルギーを導入するに当たって、電気事業法、河川法など関連法令による規制などが設置者に負担となっている。

解説：

#### (電気事業法による規制)

一定規模以上の発電設備には、電気事業法に基づいて、電気主任技術者の選任が義務づけられているが、施設管理を行う農業協同組合（JA）や土地改良区には、該当する技術者が不在で、人材の確保が困難であることから活用が進まない。

#### (河川法による規制)

農業用水路を活用して導入する小水力発電施設の稼働率を上げるためには、非かんがい期（冬場）の水利権を取得する必要があるが、新たな水利権取得の手續に労力を要するため、導入が進まない。

### (補助金適正化法等による規制)

補助事業で整備した農業用施設に太陽光発電等を設置し、電力供給を行う場合、模様替えの協議が必要となるほか、売電による収益については、国庫返納が必要となるおそれがあるため、施設管理者が敬遠し、自然エネルギーの活用が進まない。

### (農地と自然エネルギー施設との一体的整備)

自然エネルギー施設の整備に当たっては、施設用地の捻出が必要であることから、設置場所の調整が難しく、導入が進まない。

### ◇対象とする政策分野：c)再生可能エネルギー

## <<地域の資源を活用した6次産業化の推進>>

南周防地域では、国営緊急農地再編整備事業に伴い農業生産を拡大していくこととしているが、付加価値の向上により所得を増加させ、新たな雇用を創出するためには、集落営農法人の経営の複合化・多角化、農村の女性の創意工夫を生かした加工・販売など、6次産業化の取組が不可欠である。そのためには、施設整備の支障となる初期投資負担・農地転用規制の緩和、商品開発と販路拡大、6次産業化に取り組む集落営農法人や女性グループの経営安定のための支援などが必要である。

### 解説：

#### (初期投資、農地転用規制、商品開発・販路拡大)

集落営農法人の育成や6次産業化の取組を進めるためには、アスパラガスなどの園芸ハウスや農業機械の導入をはじめ、農機具倉庫、農産物の加工施設、集出荷貯蔵施設や直売施設、たい肥化施設、法人事務所等を整備する必要があるが、施設整備等に要する初期投資や、施設用地の取得に必要な農地転用の手続が、法人の育成や、6次産業化を進める上で障害となる場合がある。

また、集落営農法人や女性グループの育成については単県施策である、やまぐち集落営農生産拡大事業などにより支援しているが、商品開発や販路拡大を通じた、更なる経営の発展を目指すには、そうしたノウハウを修得する機会等が不足していることから、その支援をする必要がある。

#### (法人化や経営安定化)

6次産業化に当たっては、集落営農法人や女性グループが、農産物を加工して販売する取組や、農産物を直売所で販売する取組を通じて、付加価値の向上を図

り、経営基盤を強化することが必要である。そのためには、経営の複合化・多角化に取り組む集落営農法人の経営安定化や、女性グループの法人化支援などが必要である。とりわけ、経営の複合化・多角化の初期段階の経営が不安定であることから（例えば、生産初期段階では、品質・収量が不安定で、再生産可能な安定的な収益が見込めない）、経営を持続させていくためには、経営安定化への支援が不可欠である。

#### ◇対象とする政策分野：q) 農水産業・食品産業

##### ・政策課題間の関係性

南周防地域の活性化を図ることができるよう、当地域の土地（国営緊急農地再編整備事業により整備を行う農地集積による規模拡大など）、物（太陽光などの自然エネルギーの活用や、国営緊急農地再編整備事業により生産拡大に伴うコスト削減や需要拡大など）、人（集落営農法人の育成や女性グループの法人化を通じた、経営の多角化等による新たな雇用の確保など）といった「土地、物、人」の地域資源の有効活用を行う。

#### イ) 解決策

##### a) <<小水力発電とフォアスを組み合わせた効率的な農業生産の推進>>の解決策

（小水力発電を活用した効率的な農業生産）

##### 農地整備による水路とポンプ、小水力発電施設の一体的な整備

区画整理やかんがい排水施設整備など、農地や水路を整備する事業で、ポンプ等の動力源となる小水力発電施設の整備もできるようにする。

（フォアス等を活用した効率的な農業生産）

##### 国営緊急農地再編整備事業への重点的な予算措置

国営緊急農地再編整備事業は、本地域で計画する「次世代型農業生産構造確立特区」の中核事業であることから、重点的な予算措置によって、事業と特区構想を早期に実現させる。

##### 生産拡大のための支援

生産拡大のためには集落営農法人の農業用機械等の整備が必要となることから、整備に対する支援を行う。

(鳥獣による農業被害の防止)

#### 農業農村整備事業の対象拡大

鳥獣被害を減少させるため、捕獲、防護の両面から総合的な対策を講じる。併せて、農業農村整備事業で、鳥獣被害防止施設も一体的に整備できるようにする。

### b) <<太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進>>の解決策

(電気事業法による規制)

#### 電気主任技術者の選任免除(電気事業法)

出力30kW未満の農業用の小水力発電施設及び出力60kW未満の農業用の太陽光発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。

(河川法による規制)

#### 水利権取得手続の簡素化(河川法)

冬場(非かんがい期)の水利権取得や、河川から取水した流水を発電に使用した後、河川に戻す場合について、流水の占有許可に要する書類は、許可を得ている他の水利使用に従属する場合と同様の簡易なものとする。また、総合特別区域法第49条から第52条までの特例を適用し、手続を簡素化する。

(補助金適正化法による規制)

#### 財産処分手続の簡素化(補助金適正化法等)

国庫補助施設で整備した農業用施設に太陽光パネル等の自然エネルギー施設を設置し、余剰電力による売電収入を農業用施設の維持管理経費に充てる場合は、補強等に伴う模様替えの届出や売電に伴う目的外使用許可を不要とする。

(農地と自然エネルギー施設との一体的整備)

#### 農業農村整備事業の対象拡大

農業農村整備事業の実施要綱を改正し、農業用の自然エネルギー施設の整備を行えるようにする。

### c) <<地域の資源を活用した6次産業化の推進>>の解決策

(初期投資、農地転用規制、商品開発・販路拡大)

#### 農業農村整備事業の対象拡大

農業農村整備事業の実施要綱を改正し、事業に関連して導入する農業用機械や施設について補助の対象とする。

### 農地転用規制の緩和（農地法）

農業振興地域の農用地区域内にある農地を農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の用に供するため転用する場合は、農地転用許可を不要とする。

### 商品開発・販路拡大のための支援

集落営農法人や女性グループが地域資源を活用した商品開発や販路拡大を行うための支援を行う。

### （法人化や経営安定化）

#### 女性グループ等の法人化と経営安定化への支援

集落営農組織や女性グループが法人化をするために必要となる話し合いや視察等のソフト経費に対する支援を行う。

### 集落営農法人の経営複合化・多角化に向けた財務基盤強化

集落営農法人が生産を拡大する場合の生産初期段階の経営安定を図るための基金を造成する。

また、租税特別措置法に規定する経営基盤強化準備金について、準備金として積み立てる対象となる交付金を中山間地域等直接支払制度に拡充するとともに、準備金の使途を法人の事務所、農業用機械の格納庫、加工施設や直売施設等まで拡充することで、集落営農法人の内部留保を増加させ、経営複合化・多角化に向け経営基盤の強化を図る。

## iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

### ①地域の歴史や文化

—

### ②地理的条件

#### （小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進）

- ・年間降雨量が少なく、農業用水は、点在するため池や、小規模な河川に依存している。
- ・地下水位が高いことから、排水不良の農地が多い。
- ・瀬戸内特有の温暖な気象であり、二毛作に有利である。

#### （太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進）

- ・日照時間が全国平均より約10%長く、太陽光発電の適地である。

### ③社会資本の現状

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

(太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進)

本地域の主な農業用施設は次のとおりである。

- ・米乾燥調製施設（J A南すおう、H8）、複合経営促進施設（J A南すおう、H12）、大豆麦乾燥調整施設（J A南すおう、H22）、加工所併設直売所（田布施町、H13）、加工所併設直売所（光市、H23）、野菜等栽培施設（法人等）

### ④地域独自の技術の存在

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

- ・竹を粉砕しチップ化した後、高温水蒸気で炭化させて竹炭を製造し、フォアスのフィルター材として利用する技術を、山口県土地改良事業団体連合会が独自に開発している。

(注) フォアスのフィルター材

フォアスでは、地下に埋設する給排水管の目詰まりの防止と、給排水管と農地の間の給排水の浸透を促進させるため、給排水管の周りにフィルター材を挿入・敷設している。フィルター材としては、モミ殻を用いるのが通例だが、山口県では、腐食に強く水質浄化作用のある竹炭の使用を進めている。

### ⑤地域の産業を支える企業の集積等

—

### ⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

(小水力発電施設とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

- ・施設管理については、合併により体制強化された2つの土地改良区による取組を計画している。

(地域の資源を活用した6次産業化の推進)

- ・営農面では、集落営農法人12組織、企業組合4組織に加え、農業への参入を希望する建設業者も多く、多様な担い手が存在する。

### ⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

(太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進)

- ・県内他地域には太陽光パネルを製造する企業や、地中熱を活用した住宅用冷暖房施

設の整備を全国的に展開する企業が存在する。

- ・地中熱については、平成 21 年度から、山口県農林総合技術センターと企業が協働して農業分野での利用について研究を行っている。
- ・山口県森林組合連合会が、平成 17 年に岩国市にペレット燃料製造施設を整備し、県下のペレットボイラー導入施設等にペレットを安定供給している。

#### (地域の資源を活用した 6 次産業化の推進)

- ・管内の集落営農法人等で構成される、南すおう地域土地利用型作物生産組織連絡協議会を設置し、法人間連携活動や経営改善に向けた研修等を実施している。
- ・また、南すおう地域土地利用型作物生産組織連絡協議会は山口県集落営農法人連携協議会に参加し、経営分析結果に基づく各種研修等の参加や経営改善を実践している。

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

<<1 小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産推進プロジェクト>>

<<①農業用水循環利用促進事業>>

#### ア) 事業内容

(小水力発電を活用した効率的な農業生産)

フォアスから下流の調整池に排水された水を、揚水ポンプを用いて、上流のため池に戻し、用水として循環利用することによって、農業用水の有効活用と耕作放棄の解消を図る。動力源には、小水力や太陽光を活用して発電した電気を用いることによって、燃料費の削減を図るとともに、余剰電力で生じた売電収入を施設の維持管理費に充当する。国営緊急農地再編整備事業で整備を行うため池と周辺農地において小水力発電施設の整備を行うことが効率的であるため、国営緊急農地再編整備事業において一体的に整備を行う。

#### イ) 想定している事業実施主体

県、市町、土地改良区、J A

#### ウ) 当該事業の先駆性

農業用水の確保と効率的な農業生産を目的に、小水力発電や太陽光発電とフォアスを



組み合わせ、農業用水を循環利用する手法は全国初の取組である。

## エ) 関係者の合意の状況

県、関係市町、J A、土地改良区等、全ての関係者が参加する地域協議会で合意している。

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

農家や農地所有者で構成される地元推進組織で協議し、合意されている。

## <<②土地利用の高度化による農業生産事業>>

### ア) 事業内容

(フォアス等を活用した効率的な農業生産)

国営緊急農地再編整備事業においてフォアスを420ha整備し、420haの農地で、米のほか、麦、大豆、たまねぎなどの生産を併せて行い、土地利用率140%の農業生産を行う。

併せて、生産の拡大のために必要となる、集落営農法人の共同利用機械や施設などを単県事業において整備する。

(鳥獣による農業被害の防止)

鳥獣による農業被害を防止するため、大量の箱わなの設置などによる緊急的な捕獲対策、集落ぐるみの追い払い活動や緩衝帯整備(鳥獣が隠れる場所をなくし、鳥獣が農地に現われにくくするもの)による防護対策を総合的に実施する。また、国営事業のスケールメリットを活かし、区画整理と鳥獣被害防止施設整備を一体的実施する。

### イ) 想定している事業実施主体

県、市町、土地改良区、J A

### ウ) 当該事業の先駆性

(フォアス等を活用した効率的な農業生産)

山口県では、全国に先駆けて県内各地にフォアスの試験ほ場を設置し、農作物の生育効果を実証してきており、これまでのフォアスの導入実績は西日本一である。

また、本県独自の取組として、バイオマス資源である竹の有効活用と、軽量で目詰まりや腐食が少ない竹炭の特性を活かして、竹繁茂対策等で伐採した竹から竹炭のチップを製造し、フォアスのフィルター材として利用する取組を進めている。

### (鳥獣による農業被害の防止)

捕獲の担い手確保のための新規狩猟免許取得経費の助成、有害鳥獣の広域的な大量捕獲の実施、集落ぐるみの追い払い活動、山口型放牧（耕作放棄地等への牛の放牧）による緩衝帯整備は全国的に例の少ない取組である。

## エ) 関係者の合意の状況

県、関係市町、J A、土地改良区等、全ての関係者が参加する地域協議会で合意している。

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

### (フォアス等を活用した効率的な農業生産)

平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、田布施町の小行司地区にフォアスの実証ほ場を整備し、水田に麦たまねぎを導入することで二毛作の取組を実践しており、地域が目指す土地利用率 140%の達成が可能であることを実証した。

国営緊急農地再編整備事業の実施に当たり、県、市町が中心となって、関係者約 1,600 人に対し、事業の実施及び事業実施後の営農計画について合意形成を図った。

県は、平成 22 年度に「やまぐち集落営農生産拡大事業」を創設し、土地利用率の向上による農業所得の増大を図るため、畑作物導入や生産拡大に必要となる機械・施設の整備を支援している。とりわけ、学校給食や量販店などで県産品の確実な需要が見込まれながら県内での生産量が不足している麦・たまねぎの緊急的な増産を進めるため、必要な機械整備などを重点的に支援している。

また、近年、公共事業予算が削減される中、麦・たまねぎ等の生産拡大に向け、水田高機能化を推進するため、フォアスの整備などの水田排水対策を公共事業で重点的に実施している。

さらには、平成 22 年度に「企業と協働した地域農業活性化事業（平成 23 年度全国知事会先進政策バンクに登録されるとともに、優秀政策（ベストプラクティス）に選定された）」を創設し、集落営農法人等が農業参入企業と協働し、人材の確保や、経営基盤の強化などにより、地域農業の活性化を図る取組を支援している。

J A南すおうは、国営緊急農地再編整備事業による大豆・麦の生産を見据え、平成 22 年度に県内初の大豆・麦乾燥調製施設を整備した。

### (鳥獣による農業被害の防止)

野生鳥獣による農林業等の被害が地域全体の活力を失わせかねない極めて深刻な状況にあることから、平成22年12月に県庁内の関係部局で構成される鳥獣被害防止対策プロジェクトチームを設置し、県、市町、関係団体の連携の下、県内における総合的

な被害防止対策を推進している。

#### 対策の概要（平成23年度）

##### （1）緊急的な捕獲の強化対策

- ①捕獲に関する独自の規制緩和（イノシシ・ニホンジカの捕獲に用いるくくりわなの直径に係る規制緩和、イノシシ・シカの狩猟期間の延長など）
- ②広域的な大量捕獲の実施（200基の大量の箱わなを使用したイノシシの捕獲、広域捕獲隊による市境を越えたシカの一斉捕獲、新型囲いわなシステムによるシカの捕獲、広域捕獲班の編制によるサルの捕獲など）

##### （2）捕獲の担い手確保・育成対策

- ①狩猟免許試験の受験機会の拡大（年3回→年5回）
- ②新規狩猟免許取得経費の助成
- ③捕獲活動永年従事者の捕獲マイスター認定制度
- ④わな猟免許新規取得者に対する技術研修など

##### （3）防護対策

- ①集落環境調査（被害の深刻な地域を対象とした発生要因などの実態調査）
- ②被害防止活動の核となる地域リーダーの育成
- ③山口型放牧をはじめとする緩衝帯整備による野生鳥獣の生息環境の改善

## << 2 太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消推進プロジェクト >>

### << 自然エネルギー利活用促進事業 >>

#### ア) 事業内容

国営緊急農地再編整備事業において、地域の主要な農業用施設やビニルハウスへの小水力発電、太陽光発電、地中熱利用（加温設備）、木質ペレット（加温設備）のほか、バイオマス利用施設（農地の草類等のたい肥化）などの導入を進め、LED照明や冷暖房などに利用することで、農業生産におけるエネルギーの自給を進める。その際、これらの自然エネルギーの導入に当たって支障となる規制に係る特例措置など、以下の措置についても併せて講じる。

##### （電気事業法による規制）

自然エネルギーの農業分野での利用促進のため、出力 30kW 未満の農業用の小水力発電施設及び出力 60kW 未満の農業用の太陽光発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。

### **(河川法による規制)**

農業用水路を活用して小水力発電施設を導入する場合の、冬場（非かんがい期）の水利権取得や、河川から取水した流水を発電に使用した後、河川に戻す場合について、流水の占用許可に要する書類は、許可を得ている他の水利使用に従属する場合と同様の簡易なものとする。

さらに、総合特別区域法第49条から第52条までの規定を適用し、手続の簡素化を図る。

### **(財産処分手続の簡素化)**

国庫補助事業で整備した農業用施設に太陽光パネルを設置し、余剰電力による売電収入を農業用施設の維持管理経費に充てる場合は、設置時の屋根補強等の模様替えの届出や、売電時の目的外使用許可が不要となることを、各種補助事業の要綱において明確化する。

### **(農地と自然エネルギー施設との一体的整備)**

農業農村整備事業において、農業用の自然エネルギー施設の整備を行えるようにする。

## **イ) 想定している事業実施主体**

県、市町、J A、土地改良区

## **ウ) 当該事業の先駆性**

小水力発電、太陽光発電や地中熱利用、LED、木質ペレットなど、多種多様な自然エネルギーの導入を総合的に支援する取組は全国初である。

## **エ) 関係者の合意の状況**

県、関係市町、農協、土地改良区等、全ての関係者が参加する地域協議会で合意しており、候補地の中から具体的な実施箇所を調整中である。

## **オ) その他当該事業の熟度を示す事項**

県、市、山口県土地改良事業団体連合会及び中国電力株式会社で構成される山口県小水力発電導入推進協議会を平成21年8月に設置し、県内の農業用ダムや農業用水路を活用した小水力発電を導入するための検討を進めている。

また、平成21年度から、山口県農林総合技術センターで、県内企業（株式会社ジオパワーシステム）と連携して、パッシブ地中熱利用法（ジオパワーシステム）による

いちごの局所冷却・暖房技術を開発している。

さらに、森林バイオマスについては、県は、平成 14 年 3 月に全国に先駆け「やまぐちバイオマスエネルギー・プラン」を策定し、石炭混焼システム、中山間エネルギー供給システム、小規模分散型熱供給（ペレットボイラー）システムの構築に取り組んだ。そして、平成 17 年度から平成 21 年度において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のバイオマスエネルギー地域システム化実験事業の採択を受け、森林バイオマスの収集運搬から、エネルギーへの転換と利用に至る総合的な森林バイオマスエネルギーシステム（火力発電所での石炭混焼システム、ガス化発電施設での電熱併給システム、ペレット燃料による熱利用システムと、これらのシステムに森林バイオマスを低コストで供給するシステム）の構築に取り組んだ。こうした取組により、ペレット燃料を使用するペレットボイラーを導入する施設が県内で 16 箇所になるなど、多大な成果が得られたところである。さらに、森林バイオマスエネルギー利用促進事業や木材利用加速化事業により、森林バイオマス供給施設や木質バイオマス利用施設等の整備に対する支援を行っているところである。

このほか、平成 23 年度にやまぐち集落営農生産拡大事業を創設し、集落営農法人の低コスト化・省力化の取組を支援している。

### <<3 地域の資源を活用した 6 次産業化推進プロジェクト>>

#### <<① 6 次産業化推進事業>>

##### ア) 事業内容

###### (初期投資、農地転用規制、商品開発・販路拡大)

国営による農地整備を契機に、麦、たまねぎ、じゃがいもなどの飛躍的な生産拡大が計画されており、6 次産業化を進めるためには J A、集落営農法人、女性グループなどが法人事務所や農機具倉庫、農業機械、ビニルハウス、農産物貯蔵施設、加工施設や直売施設などの整備が必要となることから、国営緊急農地再編整備事業も活用しながら、施設整備に要する初期投資を支援する。

また、これらの施設整備に必要な用地を確保するために農地を転用する必要がある場合は、農地転用許可を不要とする。

さらに、6 次産業化を進めるには商品開発や販路拡大が必要であるが、集落営農法人や女性グループなどはそのノウハウが不足しているので、外部の人材も活用しながら、6 次産業化に関する相談、情報提供などを行う。

##### イ) 想定している事業実施主体

県、市町、J A、土地改良区、集落営農法人、女性グループ等

## ウ) 当該事業の先駆性

農地の整備から農業機械まで国営事業に関連する整備をパッケージ化して支援する取組は全国初である。

## エ) 関係者の合意の状況

県、関係市町、農協、土地改良区等、全ての関係者が参加する地域協議会で合意している。

## オ) その他当該事業の熟度を示す事項

県では、平成 22 年度に「やまぐち集落営農生産拡大事業」を創設し、畑作物導入や生産拡大に必要となる機械・施設の整備を支援している。また、県では、農山漁村女性起業の「がんばり」、「元気」、「こだわり」が込められた商品を統一して広く発信・PR するため、平成 16 年 3 月に、やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」を商標登録し、ブランド品の認定を行い、県民への浸透を図っている。

また、農山漁村女性ルーラルビジネス推進事業を平成 21 年度に創設し、女性グループに対する商品力向上セミナーや経営コンサルティング等を実施している。

そして、平成 19 年度に食品産業新商品創出支援事業を創設し、産学公が連携して実施する県産農水産物を原料とした新たな商品開発を支援し、既にはなっこりー外郎やはもを活用したレトルト食品等が商品化されている。※「はなっこりー」とは、中国野菜の「サイシン」と「ブロッコリー」を掛け合わせて作られた山口県のオリジナル野菜。

さらに、平成 23 年 7 月には、山口 6 次産業化サポートセンターを設置し、6 次産業化に対する相談や情報提供等を実施している。

それに加えて、販路開拓の支援として、平成 21 年度に、やまぐちの農水産物販路開拓事業を創設し、首都圏や関西圏等の大都市圏において、県産農水産物を PR し、新たな需要先を調査開拓している。

このほか、平成 8 年度に創設したニューファーマー総合支援対策事業により、基礎から実践までの段階的研修などによる円滑な就農を支援するとともに、平成 23 年度に企業と協働した地域農業活性化事業を創設し、集落営農法人と企業が協働した人材の強化や経営基盤強化の取組を支援している。

## <<②法人化・経営安定化支援事業>>

### ア) 事業内容

(法人化と経営安定化)

集落営農法人や女性グループの法人化を促進するため、法人化に要する事務費(定

款作成・登記費用のほか、話し合いや先進地視察などの合意形成に要する費用を含む)を助成する。

また、集落営農法人が、県が推奨する品目を新たに生産する場合、安定的に再生産できるよう、地域独自の経営安定対策基金を造成し、その運用により種苗代など経費の一部を助成する。

さらに、6次産業化により経営の複合化・多角化を図る集落営農法人の内部留保の形成により経営安定を図るため、租税特別措置法に規定される経営基盤強化準備金の対象交付金を中山間地域等直接支払制度交付金にも拡大するとともに、その用途についても、法人事務所、農業用機械の格納庫、加工施設、直売施設といった建物も対象となるよう拡大する。

このほか、集落営農法人を対象とした経営診断を集中的に実施するなど、集落営農法人の経営安定を支援する。

#### **イ) 想定している事業実施主体**

県、市町、J A、集落営農法人、女性グループ等

#### **ウ) 当該事業の先駆性**

集落営農法人の生産拡大時の初期の経営安定のための基金造成、女性グループの法人化のための事務費助成は全国的にも例が少なく、法人育成(設立から経営発展まで)の加速化が期待できる。

#### **エ) 関係者の合意の状況**

県、関係市町、農協、土地改良区等、全ての関係者が参加する地域協議会で合意している。

#### **オ) その他当該事業の熟度を示す事項**

県では、平成 22 年度に「やまぐち集落営農生産拡大事業」を創設し、集落営農法人の低コスト化・省力化や経営の複合化の取組を支援している。設立間もない法人の初期段階では経営が不安定なことから、とりわけ、たまねぎについては、5～10 月までの長期安定出荷に取り組む集落営農法人を対象の中心に価格補てんを行い、生産拡大を側面支援している。併せて、集落営農法人に対する集中的な経営診断を本県独自に実施している。

また、県では、生産者の所得確保につながるよう需要拡大に向け様々な取組をしているところである。具体的には、まず、学校給食においては平成 21 年度に学校給食県産食材利用加速化事業を創設し、生産者団体・食品加工業者等と協働した、学校給

食における県産農水産物のさらなる利用拡大への取組を行っており、平成 23 年度は、ご飯、パン、うどん、豆腐の原料を 100% 県産化するための価格差補てんを行っている。次に、量販店向けの対策として、平成 22 年度から県産農水産物の販売協力店と協働した県産農水産物の販売促進キャンペーンを実施し、平成 23 年度には、品目や期間を大幅に拡充して実施している。また、量販店の既存ポイントカードを活用した本県独自のポイント制度を他県に先駆けて創設している。

## ii) 地域の責任ある関与の概要

### ア) 地域において講ずる措置

#### a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

##### ・やまぐち集落営農生産拡大事業

(H22 年度より措置/H23 年度予算額：318 百万円)

土地利用率の向上による農業所得の増大を図るため、畑作物導入や生産拡大に必要な機械・施設の整備を支援

##### ・企業と協働した地域農業活性化事業

(H23 年度より措置/H23 年度予算額：24 百万円)

集落営農法人等が農業参入企業と協働し、人材の確保や経営基盤の強化などにより、地域農業の活性化を図る取組を支援（JA 等が企業に貸与する農業用機械・施設等の整備）

##### ・鳥獣被害防止総合対策

狩猟免許取得経費助成 (H23 年度より措置/H23 年度予算額：7 百万円)

捕獲隊員養成研修経費助成

(H23 年度より措置/H23 年度予算額：2 百万円)

(太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進)

##### ・森林バイオマスエネルギー利用促進事業

(H23 年度より措置/H23 年度予算額：32 百万円)

森林バイオマスの生産コスト低減のため、ペレット燃料製造設備の整備などを支援

##### ・木材利用加速化事業

(H21 年度より措置/H23 年度予算額：324 百万円)

間伐材の有効利用を促進するため、木質バイオマス利用施設等の整備などを支援



(地域の資源を活用した6次産業化の推進)

・農山漁村女性ルーラルビジネス推進事業

(H21年度より措置/H23年度予算額：7百万円)

やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の県民へのさらなる浸透や、経営確立できる農山漁村女性を育成し、農山漁村女性の経済的・社会的自立を促進（商品力向上セミナー、経営コンサルティング等）

・食品産業新商品創出支援事業

(H19年度より措置/H23年度予算額：1百万円)

産学公が連携して実施する県産農水産物を原料とした新たな商品開発を支援（はなっこりー外郎、はもを活用したレトルト食品等）

・ニューファーマー総合支援対策事業

(H8年度より措置/H23年度予算額：391千円)

就農相談から研修、就農後の定着までの新規就農者に対する一貫した支援の実施（自己経営希望者に対する専門技術習得のための研修に対する支援等）

・学校給食県産食材利用加速化事業

(H21年度より措置/H23年度予算額：18百万円)

生産者団体・食品加工業者等と協働した、学校給食における県産農水産物のさらなる利用拡大への取組（県産原料100%のご飯、パン、うどん、豆腐の利用促進のための価格差補てんなど）

・やまぐちの農水産物需要拡大対策事業

(H18年度より措置/H23年度予算額：38百万円)

県産農水産物を積極的に販売する量販店・小売店である販売協力店や販売協力専門店、県産農水産物を使用した食事を提供する飲食店や旅館であるやまぐち食彩店などの拡大（平成23年7月現在：販売協力店116店舗、販売協力専門店64店舗、やまぐち食彩店223店舗）

販売協力店と協働した県産農水産物（米、たまねぎ、鶏肉、アジ等）販売促進キャンペーンの周年実施、販売協力店の既存ポイントカードを活用した県産農水産物の購入を促進する本県独自のポイント制度など

・やまぐちの食を支える協働活動促進事業

(H21年度より措置/H23年度予算額：5百万円)

生産者、消費者、異業種関係者が農林水産業・農山漁村への理解を深めるための体験活動・交流活動等への支援

・安心・安全農作物づくりサポート事業

(H21年度より措置/H23年度予算額：34百万円)

県産農産物の安心・安全を確保するため、農業団体が独自に行う残留農薬検査を支援

**b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定**

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

●鳥獣被害防止総合対策における地域独自ルールの設定

・イノシシ、ニホンジカの捕獲に用いるくくりわなの直径に係る規制の緩和

(地域独自ルールの設定)

・狩猟によるニホンジカの捕獲頭数制限の撤廃 (地域独自ルールの設定)

・畑などでの「自衛わな」による有害鳥獣の捕獲を許可できるような規制の緩和

(地域独自ルールの設定)

・市町の有害鳥獣捕獲隊が年間を通じて機動的な捕獲活動ができるように包括的許可を可能とする許可基準に改正 (地域独自ルールの設定)

・わなを用いて有害鳥獣を捕獲する場合には、わなを設置した者以外でも狩猟免許を持っていれば見回り点検ができるよう基準を改正 (地域独自ルールの設定)

・有害鳥獣捕獲隊による捕獲が困難な場合は、捕獲隊以外の者にも捕獲許可ができるよう許可基準を改正 (地域独自ルールの設定)

・イノシシ及びシカの狩猟期間の延長 (11/1～3/15→11/1～3/31)

(地域独自ルールの設定)

・狩猟免許試験の受験機会を年3回から5回に拡大 (H23年度～)

(地域独自ルールの設定)

**c) 地方公共団体等における体制の強化**

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

- ・柳井農林事務所農村整備部事業第二課国営事業推進班  
(H22年4月設置／人員3名)  
国営緊急農地再編整備事業の推進に関する事務を実施

- ・鳥獣被害相談センター (H19年4月設置／人員3名)  
農作物等の鳥獣被害に関する相談及び鳥獣被害防止技術に関する情報提供を実施

- ・鳥獣被害防止対策プロジェクトチーム (H22年12月設置／人員24名)  
鳥獣による農林業被害を防止するため、関係部局で総合的な対策を実施

- ・南すおう地域農業振興協議会 (H16年4月設置／人員13名)  
米の生産数量目標の配分や転作作物の作付け等に関する地元の合意形成

(地域の資源を活用した6次産業の推進)

- ・山口6次産業化サポートセンター (H23年7月設置／人員4名)  
農林漁業者等の6次産業化の取組を案件の発掘から事業化まで総合的に支援

- ・山口県集落営農法人連携協議会 (H21年3月設置／人員92名)  
県内の集落営農法人の連携を強化し、経営の安定と発展を目指すとともに、法人化を目指す集落営農組織に対する支援等を実施

- ・柳井市担い手育成総合支援協議会 (H17年7月設置／人員4名)  
地域農業の担い手の育成、集落営農法人の設立支援、農地の利用集積等

- ・田布施町担い手育成総合支援協議会 (H17年8月設置／人員4名)  
地域農業の担い手の育成、集落営農法人の設立支援、農地の利用集積等

- ・光市担い手育成総合支援協議会 (H17年10月設置／人員5名)  
地域農業の担い手の育成、集落営農法人の設立支援、農地の利用集積等

**d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置**

(小水力発電とフォアス等を組み合わせた効率的な農業生産の推進)

- ・企業の農業参入促進に向けたセミナーや受入地域との意見交換会の開催

- ・やまぐち就農支援塾の開催（就農希望者の農業技術、機械操作の習得等）
- ・鳥獣の徹底捕獲の実施（鳥獣被害防止総合対策）
  - 200 基の大量の箱わなを使用したイノシシの捕獲の実施
  - 広域捕獲隊による市境を越えたシカの一斉捕獲の実施
  - 新型囲いわなシステムの導入によるシカの捕獲の実施
  - シカ生息分布等の実態調査の実施
  - 捕獲ノウハウを有する広域捕獲班の編制によるサルの捕獲の実施
- ・捕獲の担い手確保対策の実施（鳥獣被害防止総合対策）
  - 捕獲活動の永年従事者を捕獲マイスターに認定
  - わな狩猟免許新規取得者に対し、捕獲技術向上のための技術研修を実施
- ・鳥獣捕獲促進のための捕獲鳥獣の食肉利用（鳥獣被害防止総合対策）
  - 和食・洋食・中華のプロの料理人と協働したジビエ料理のレシピ開発
- ・集落環境調査の実施（鳥獣被害防止総合対策）
  - 鳥獣の被害形態ごとに集落における被害の発生状況等を把握する調査を実施し、対策のあり方を検討し、県内各地域に普及（H22 年度：30 箇所、H23 年度：60 箇所）

**（太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進）**

- ・小水力発電等自然エネルギー導入検討会の設置による小水力発電の導入に向けた調査研究
- ・山口県農林総合技術センターと地元企業が協働したいちごハウスにおける地中熱利用の研究

**（地域の資源を活用した6次産業化の推進）**

- ・農山漁村女性起業統一ブランド「やまみちゃん」の商標登録の実施とブランド品の認定（H16 年度～）
- ・量販店等と連携した柳井地域独自の地産・地消プレゼントキャンペーンの実施（地元産農水産物を購入した場合、抽選で県産農水産物を使用した食事を提供する飲食店の食事券や県産農水産物の商品券をプレゼントするキャンペーン）

- ・ 県産素材を活用した食品加工研究推進事業  
(H19年度より措置／H23年度予算額: 6百万円)  
山口県農林総合技術センターにおける県産素材を活用した新たな商品開発
- ・ やまぐちの農水産物販路開拓事業  
(H21年度より措置／H23年度予算額: 10百万円)  
首都圏等の大都市での県産農水産物の需要先開拓のための販路開拓員の設置
- ・ 山口国体と連携した「国体弁当“愛デア”コンテスト」(国体昼食弁当メニューの参考にするための県産食材を使用した弁当)(H22年度)及び「“おもてなしの味”逸品料理コンテスト」(国体期間中に飲食店で提供する県産食材を使用した料理)(H23年度)の実施
- ・ 冠婚葬祭などの贈答用の県産農水産物カタログギフト「まるごと!山口」の販売  
(H23年度～)
- ・ 本県独自の集落営農法人経営分析システムの実施 (H21年度～)

#### イ) 目標に対する評価の実施体制

##### a) 目標の評価の計画

- 数値目標 (1): 毎年度末に評価実施予定
- 数値目標 (2): 毎年度末に評価実施予定
- 数値目標 (3): 毎年度末に評価実施予定

##### b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

地域協議会において評価結果を報告し、決定する。

##### c) 評価における地域住民の意見の反映方法

地元集会で把握する。

### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

#### ア) 事業全体のスケジュール

H21年度:

- ・ 南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会を設立

H23 年度：

- ・ 同協議会を総合特別区域法に基づく地域協議会と位置づけ

H24 年度：

- ・ フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ 農業用施設へ太陽光発電を導入（自然エネルギー利活用促進事業）
- ・ 経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・ 経営安定対策基金の運用を開始（法人化・経営安定化支援事業）
- ・ 地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H25 年度：

- ・ フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ ため池や水路、循環ポンプ、小水力発電施設等の整備（農業用水循環利用促進事業）
- ・ 鳥獣害防護柵の整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ ビニルハウス等へ地中熱利用施設を導入（自然エネルギー利活用促進事業）
- ・ 経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・ 経営安定対策基金の運用（法人化・経営安定化支援事業）
- ・ 地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H26 年度：

- ・ フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ ため池や水路、循環ポンプ、小水力発電施設等の整備（農業用水循環利用促進事業）
- ・ 鳥獣害防護柵の整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ 農業用施設へペレットボイラーを導入（自然エネルギー利活用促進事業）
- ・ 農産物直売所の整備（6次産業化推進事業）
- ・ 経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・ 経営安定対策基金の運用（法人化・経営安定化支援事業）
- ・ 地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H27 年度：

- ・ フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ ため池や水路、循環ポンプ、小水力発電施設等の整備（農業用水循環利用促進事業）

- ・鳥獣害防護柵の整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・経営安定対策基金の運用（法人化・経営安定化支援事業）
- ・地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H28 年度：

- ・フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ため池や水路、循環ポンプ、小水力発電施設等の整備（農業用水循環利用促進事業）
- ・鳥獣害防護柵の整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・経営安定対策基金の運用（法人化・経営安定化支援事業）
- ・地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H29 年度：

- ・フォアスの整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・ため池や水路、循環ポンプ、小水力発電施設等の整備（農業用水循環利用促進事業）
- ・鳥獣害防護柵の整備（土地利用の高度化による農業生産事業）
- ・経営の6次産業化に向けた合意形成（6次産業化推進事業）
- ・経営安定対策基金の運用（法人化・経営安定化支援事業）
- ・地域協議会を開催し目標達成状況を評価

H30 年度：

- ・地域協議会を開催し目標達成状況を評価

## イ）地域協議会の活動状況

H21 年 6 月：南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会を設立

- ・当初構成員：山口県（農林事務所）、柳井市、田布施町、平生町、南すおう農業協同組合、柳井市土地改良区、田布施土地改良区、山口県土地改良事業団体連合会
- ・設立目的：国営緊急農地再編整備事業を円滑に推進し、計画的な生産基盤の整備と併せ耕作放棄地を含む農地の土地利用を再編することにより、耕作放棄地の解消と優良農地の確保を図り、担い手への農地集積や土地利用率の

向上等を進め、地域農業の振興を支援する。

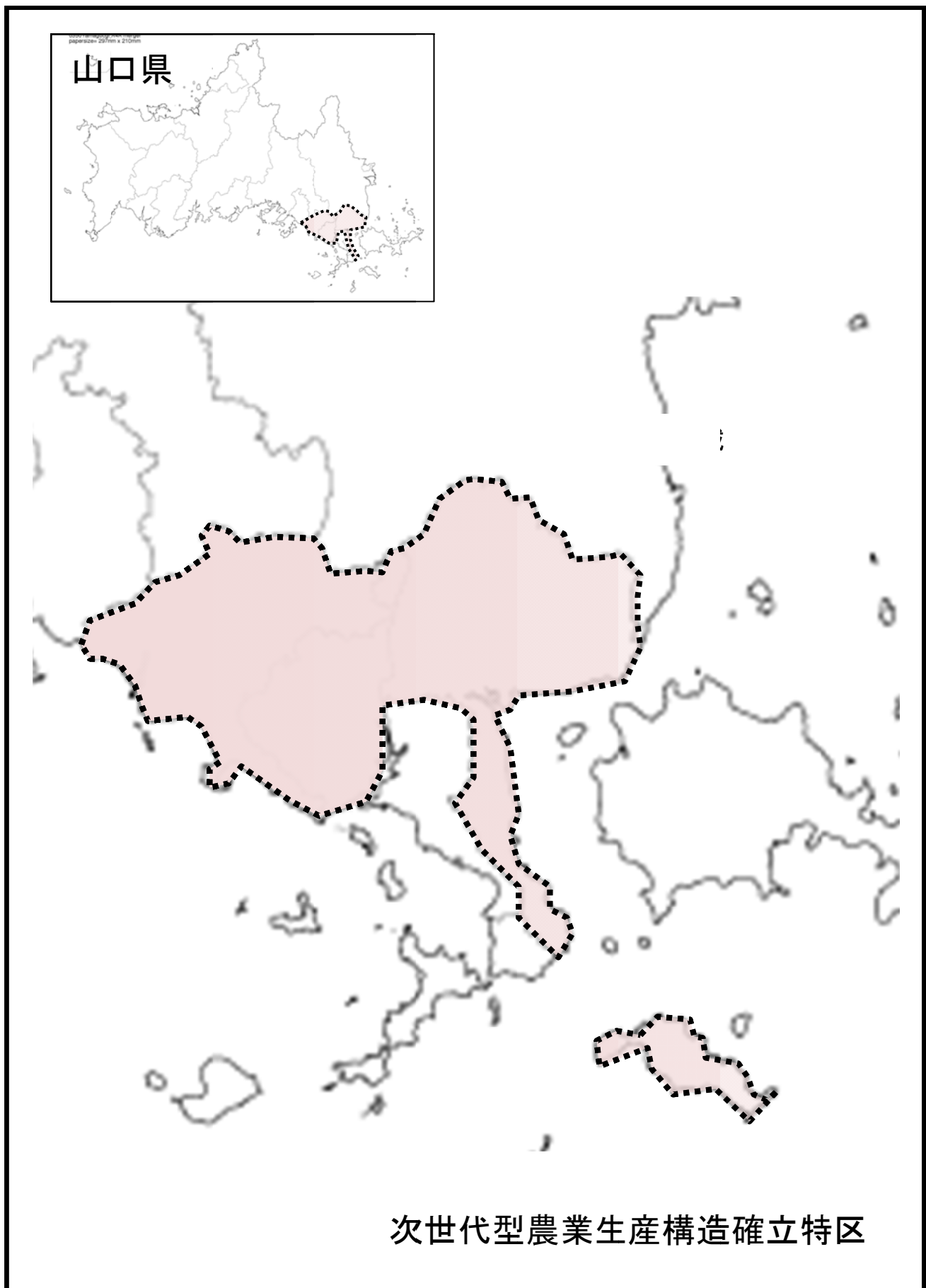
H21年6月29日：推進協議会設立を開催し、国営緊急農地再編整備事業の推進計画  
について協議

H22年6月28日：平成22年度協議会を開催  
新たに光市が参画し、平生町が脱退  
国営事業の23年度着手に向けての準備や要請活動を行うことを  
承認

H23年9月：総合特区の申請について協議  
総合特区法に基づく地域協議会と位置付け



別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

山口県知事 二井 関成

光 市 長 市川 熙

柳井市長 井原 健太郎

田布施町長 長信 正治

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

## 規制の特例措置等の提案書

### 1 提案団体名

山口県、光市、柳井市及び田布施町

### 2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:

山口県、光市、柳井市、田布施町

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分						
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他		
	小水力発電施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備	国営緊急農地再編整備事業では、小水力発電施設の整備は対象外となっており、同事業の中で一体的に整備することができず、用地確保の面などで効率が悪い。	国営緊急農地再編整備事業において、小水力発電施設の整備も対象とする。	国営緊急農地再編整備事業において改修を行うため池に小水力発電施設を整備することとしており、同事業と一体的に整備することが費用対効果の観点から効率的であるため。	小水力発電とフォアスを組み合わせた効率的な農業生産の推進	農地整備による水路とポンプ、小水力発電施設の一体的整備	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	農林水産省						○	
	国営緊急農地再編整備事業の重点的促進	国営緊急農地再編整備事業(南周防地区)は、H23年度からH29年度まで実施する計画だが、現状では計画どおりに進捗せず、営農計画に基づいて予定どおり営農を開始できないことが危惧される。	国営緊急農地再編整備事業への重点的な予算措置により、事業の早期完成を図る。	国営緊急農地再編整備事業の早期完成により、集落営農法人が営農計画に基づいて営農を開始でき、法人の経営安定を図ることができる。	小水力発電とフォアスを組み合わせた効率的な農業生産の推進	国営緊急農地再編整備事業への重点的な予算措置	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	農林水産省						○	
	鳥獣被害防止施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備	南周防地区では近年、サルなどによる農林業被害が増加している。国営緊急農地再編整備事業では広大な農地を整備するため、鳥獣被害防止施設を広範囲にわたって整備する必要がある(地元要望83km)。鳥獣被害防止施設の整備は、H22年度から同事業の対象外となっている。	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	国営緊急農地再編整備事業による農地整備と一体的に鳥獣被害防止施設を整備することが効率的かつ必須であり、鳥獣に起因する農林業被害による営農意欲の減退を防止することができる。	小水力発電とフォアスを組み合わせた効率的な農業生産の推進	農業農村整備事業の対象拡大	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	農林水産省						○	
	電気事業法に係る規制緩和	小水力発電の場合、出力20kW以上の場合、事業用電気工作物中の自家用電気工作物に該当し、電気主任技術者を選任し、保安規程を定め、これに基づいて施設の管理運営に当たらなければならない。主任技術者免状を受けるには、一定の学歴又は資格及び実務経験に加え、電気主任技術者試験に合格することが必要。土地改良区などがそのような人材を確保することは容易ではない。仮に確保できたとしても、人件費がかさみ、発電コストが高止まりする。	出力30kW未満の農業用の小水力発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。	小水力発電施設において電気主任技術者を選任することは、施設規模に比して過大な負担となっている。選任を免除することで設置者の負担軽減を図り、農業分野での小水力発電施設の整備を促進する。	太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進	電気主任技術者の選任免除	電気事業法施行規則第48条第4項第3号	経済産業省						○	

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	電気事業法に係る規制緩和	太陽光発電の場合、出力50kW以上の場合、事業用電気工作物中の自家用電気工作物に該当し、電気主任技術者を選任し、保安規程を定め、これに基づいて施設の管理運営に当たらなければならない。主任技術者免状を受けるには一定の学歴又は資格及び実務経験に加え、電気主任技術者試験に合格することが必要。JAなどがそのような人材を確保することは容易ではない。仮に確保できたとしても、人件費がかさみ、発電コストが高止まりする。	農業用施設に設置する出力60kW未満の太陽光発電施設について、電気主任技術者の選任を免除する。	農業用施設に設置する太陽光発電施設において電気主任技術者を選任することは、施設規模に比べて過大な負担となる。選任を免除することで設置者の負担軽減を図り、農業分野での太陽光発電施設の整備を促進する。	太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進	電気主任技術者の選任免除	電気事業法施行規則第48条第4項第1号	経済産業省	○					
	河川法に係る規制緩和	河川の流水を用いて河川区域外で小水力発電を行う場合、河川管理者の流水占用許可を受けなければならない(河川法第23条)。既に水利権がある場合は簡単な書類で許可申請できるが、農業用水についてはかんがい期以外は水利権がない。このため、通年発電するためには、非かんがい期について新たな流水占用許可を受けなければならない。この場合、河川の流量と発電に必要な取水量をもとに、他の水利使用や河川使用者への影響を検討した書類の添付が必要となる。	総合特別区域法第49条から第52条までの規定の適用に加え、河川から取水した流水を発電に使用した後、河川に戻す場合は、流水の占用許可に要する書類は、許可を得ている他の水利使用に從属する場合と同様の簡易なものとする。	小水力発電施設を設置する際には、施設規模に比べて河川法に係る手続が負担となっている。手続の簡素化によって、設置者の負担軽減を図り、農業分野での小水力発電施設の整備を促進する。具体的には、河川から取水した流水を発電に使用した後、河川に戻す場合は、河川使用者への影響は軽微であると考えられるため、添付書類を簡素化する。	太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進	水利権取得手続の簡素化	河川法第23条 河川法施行規則第11条	国土交通省	○					
	財産処分手続の簡素化	国庫補助金で整備した施設を模様替える場合、農政局長又は知事に届け出る必要がある。また、目的外に使用する場合、大臣の許可が必要となる。国庫補助事業で整備した農業用施設に太陽光パネルなどを設置する場合、これらの手続が必要となる可能性があり、支障となる。	国庫補助施設で整備した農業用施設に太陽光パネルなどを設置し、余剰電力で売電収入を得て維持管理経費に充てる場合、模様替えの届出や目的外使用許可を不要とする。	既存の農業用施設への太陽光発電施設などの設置に係る手続的な負担を軽減し、設置の促進を図る。	太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進	財産処分手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて (H22.11.26付農林水産省生産局長通知)第6-3(1)及び4(1)ほか	農林水産省	○					
	自然エネルギー施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備	国営緊急農地再編整備事業では、自然エネルギー施設の整備は対象外となっており、同事業の中で一体的に整備することができず、効率が悪い。	国営緊急農地再編整備事業において、農業用施設における小水力発電、太陽光発電、地中熱利用、木質ペレットなどの自然エネルギー施設やLEDなどの省エネルギー設備の整備を対象とする。	農業用施設における自然エネルギーの利用を促進するため。	太陽光、地中熱などを活用したエネルギーの地産・地消の推進	農業農村整備事業の対象拡大	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	農林水産省			○			
	農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設などの整備に係る財政上の支援措置	国営緊急農地再編整備事業の完了後、集落営農法人や女性グループが経営の多角化・複合化を図るために農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設などの整備をする必要があるが、初期投資が負担となる。	国営緊急農地再編整備事業に合わせ必要となる、集落営農法人や女性グループの経営の多角化・複合化を図るために必要となる農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設などの整備を、国営緊急農地再編整備事業の対象とする。	集落営農法人や女性グループの経営の多角化・複合化により所得の向上を図るため。	地域の資源を活用した6次産業化の推進	農業農村整備事業の対象拡大	国営緊急農地再編整備事業実施要綱	農林水産省			○			

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の整備に係る農地転用規制の緩和	農地を転用する場合、農林水産大臣又は知事の農地転用許可を受けなければならない。また、原則として、農業振興地域の農用地区域内にある農地を転用することはできない。	農業振興地域の農用地区域内にある農地を農産物貯蔵施設、加工施設及び直売施設の用に供するため転用する場合は、農地転用許可を不要とする。	国営緊急農地再編整備事業完了後に必要となる農産物貯蔵施設の整備、集落営農法人や女性企業グループが経営の複合化・多角化のために行う加工施設・直売施設の整備を容易にするため。	地域の資源を活用した6次産業化の推進	農地転用規制の緩和	農地法第4条第2項第1号イ	農林水産省	○					
	法人化・経営安定化に向けた支援	農業者戸別所得補償制度において、「集落営農の法人化支援」として、法人化に要する事務費相当の40万円が加算される。しかし、関係者間で法人化に向けた気運醸成や合意形成を進めていくには、学習会、先進地視察、ワークショップ、粘り強い話し合いなどを長期間にわたり積み重ねていく必要がある。そのような有形無形のコストの負担が法人化に当たってネックとなっている。	集落営農組織や女性グループが法人化するために必要となる話し合いや視察等のソフト経費を支援するため、法人化後、当該法人に対し事務費相当額(定額)を交付する。	集落営農組織や女性グループが法人化するために必要となるソフト経費を支援することで、法人化を促進するため。	地域の資源を活用した6次産業化の推進	女性グループ等の法人化と経営安定化への支援	—	農林水産省		○				
	経営基盤強化準備金の対象拡大	認定農業生産法人等が戸別所得補償などの交付金や補助金を積み立てた場合、その額を損金算入できる。また、5年以内に農業用機械等の購入のため取り崩した場合、圧縮記帳できる。対象となる交付金や使途が限定されており、経営複合化・多角化をめざす法人の経営基盤強化につながらない。	積み立てる対象となる交付金を中山間地域等直接支払制度に拡充する。使途の対象を法人の事務所、農業用機械の格納庫、加工施設や直売施設に拡充する。	経営の複合化や多角化を目指す集落営農法人の経営基盤強化のため、ニーズの多い事務所、農業用機械の格納庫、加工施設や直売施設にも拡充する。	地域の資源を活用した6次産業化の推進	集落営農法人の経営複合化・多角化に向けた財務基盤強化	租税特別措置法第61条の2第1項及び第61条の3第1項 租税特別措置法施行規則第21条の18の2第1項	農林水産省		○				
	地域独自の経営安定対策基金の創設	国営緊急農地再編整備事業の完了後、集落営農法人が畑作物の生産を拡大することとしているが、当初は栽培実績がないため品質や収量が安定せず、経営が不安定となる。農業者戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」や「水田活用の所得補償交付金」においては、麦、大豆等を作付けた場合は、一定の交付金が国から農業者へ交付されるが、特定の作物に限定されている。	県が推奨する品種を集落営農法人が新たに生産する場合に、生産が軌道に乗るまでの一定期間(概ね3年間)、生産面積に応じて一定額を補償することで、生産を基金から交付する。	集落営農法人が生産を拡大する場合は、生産面積に応じて一定額を補償することで、生産の定着を図る。	地域の資源を活用した6次産業化の推進	集落営農法人の経営複合化・多角化に向けた財務基盤強化	—	農林水産省		○				

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	南周防地区国営緊急農地再編整備事業推進協議会
地域協議会の設置日	平成21年6月29日
地域協議会の構成員	山口県 光市 柳井市 田布施町 南すおう農業協同組合 柳井市土地改良区 田布施土地改良区 山口県土地改良事業団体連合会
協議を行った日	平成23年8月～9月
協議の方法	持ち回りで実施
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日照時間が長い地域なので、太陽光の利用が特に有効と思われる。</li> <li>2. 木質ペレットや地熱利用を提案に追加するべき。</li> <li>3. バイオマスの利活用を考えているので追加して欲しい。</li> <li>4. 中山間地域直接支払制度の要件から5法指定を削除してはどうか。</li> <li>5. 特区に指定されれば、国営事業の推進と併せて、地元の夢の実現に向けて盛り上がるので活性化に繋がる。</li> </ol>
意見に対する対応	<p>1～3については、意見を踏まえ、指定申請書に記載を追加した。</p> <p>4については、知事特認の制度が有るため、国に求める規制緩和に該当しないため除外した。</p>

**別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）**

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
農業用水循環利用促進事業	小水力発電施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備（財政上の支援措置）	○
土地利用の高度化による農業生産事業	国営緊急農地再編整備事業の重点的促進（財政上の支援措置） 鳥獣被害防止施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備（財政上の支援措置）	○ ○
自然エネルギー利活用促進事業	電気事業法に係る規制緩和（規制の特例措置） 河川法に係る規制緩和（規制の特例措置） 財産処分手続の簡素化（規制の特例措置） 自然エネルギー施設の国営緊急農地再編整備事業での一体的整備（財政上の支援措置）	○ ○（一部） ○ ○
6次産業化推進事業	農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設などの整備に係る財政上の支援措置（財政上の支援措置） 農産物貯蔵施設、加工施設、直売施設の整備に係る農地転用規制の緩和（規制の特例措置）	○ ○
法人化・経営安定化支援事業	法人化・経営安定化に向けた支援（財政上の支援措置） 経営基盤強化準備金の対象拡大（税制上の支援措置） 地域独自の集落営農法人経営安定基金の創設（財政上の支援措置）	○ ○ ○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。



別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	山口県	担当部署名	農林水産部農林水産政策課	担当者名	電話番号	E-Mail		
総合特別区域の名称	次世代型農業生産構造確立特区			国際・地域の別	地域	対象地域	山口県光市、柳井市及び熊毛郡田布施町	計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 28 年度 ( 5 年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H24	H25	H26	H27	H28
1	土地利用の高度化による農業生産事業	国営緊急農地再編整備事業への重点的な予算措置により、事業の早期完成を図る。	国	農林水産省	国営緊急農地再編整備事業		国営緊急農地再編整備事業への重点的な予算措置により、事業の早期完成を図る。	9,900,000	2,700,000	3,000,000	2,100,000	1,200,000	900,000
								6,600,000	1,800,000	2,000,000	1,400,000	800,000	600,000
2	土地利用の高度化による農業生産事業	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	国	農林水産省	国営緊急農地再編整備事業	拡充	国営緊急農地再編整備事業において、鳥獣被害防止施設の整備も対象とする。	390,000		90,000	120,000	90,000	90,000
								260,000	0	60,000	80,000	60,000	60,000
3	農業用水循環利用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、小水力発電施設の整備も対象とする。	国	農林水産省	国営緊急農地再編整備事業	拡充	農業用水循環利用促進事業は、水路整備の他、用水循環用のポンプ施設から、ポンプを稼働するための発電施設までを整備対象とする。	120,000	15,000	27,000	33,000	30,000	15,000
								80,000	10,000	18,000	22,000	20,000	10,000
4	自然エネルギー活用促進事業	国営緊急農地再編整備事業において、自然エネルギー施設の整備を対象とする。	国	農林水産省	国営緊急農地再編整備事業	拡充	太陽光発電や地中熱利用などの整備を事業の対象に加える。	195,000	27,000	45,000	57,000	36,000	30,000
								130,000	18,000	30,000	38,000	24,000	20,000
5	6次産業化推進事業	国営緊急農地再編整備事業に関連して整備を行う農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や直売所の整備について、国営事業で一体的に行う。	国	農林水産省	国営緊急農地再編整備事業	拡充	国営緊急農地再編整備事業において、農業用機械、農産物貯蔵施設、加工施設や直売施設の整備も対象とする。	450,000	210,000	60,000	60,000	60,000	60,000
								300,000	140,000	40,000	40,000	40,000	40,000
6	法人化・経営安定化支援事業	集落営農組織や女性グループが法人化をする場合に必要となる話し合いや視察などのソフト経費を助成する。	市町	農林水産省	—	新規	「食料・農業・農村基本計画」において、地域における新たな集落営農組織づくりに必要な合意形成を促進することとされているため。	1,050	210	210	210	210	210
								700	140	140	140	140	140
7	法人化・経営安定化支援事業	地域独自の経営安定対策基金を造成し、地域協議会が推奨する品種を新たに生産する場合に、一定期間(概ね3年)、生産面積に応じて一定金額を基金から生産者に支払う。	JA	農林水産省	—	新規	かつて国で実施した水田・畑経営所得安定対策や品目ごとの経営安定対策などに類似する制度であるため。	111,000		21,000	21,000	33,000	36,000
								74,000	0	14,000	14,000	22,000	24,000

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)  
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
6. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
7. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
8. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
9. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。